

新潟市鳥獣被害防止電気柵貸出要領

(目的)

第1条 この「新潟市鳥獣被害防止電気柵貸出要領」(以下「要領」という。)は、電気柵がイノシシ等大型獣類(以下「獣類」という。)による農地等への誘引を防止する手法として有効性が高いことを体験してもらうとともに、獣類が侵入しない正しい電気柵の設置方法や適切な管理方法などを普及し、且つ啓発することにより、獣類の市街地への侵入を抑制することを目的として、市長が所有する電気柵の貸出に関して必要な事項を定める。

(貸出の対象)

第2条 貸出の対象となるのは、次に掲げる要件を全て満たす新潟市内に住所を有するものとする。ただし、特に緊急の設置が必要と市長が判断する場合はこの限りではない。

- (1) 現に獣類から被害を受けていること又は被害の対象となることが想定されること。
なお、被害とは、農作物として農業生産者又は農業関係団体等が作るものが獣類によって食害されていることや、その圃場が掘り起こされること等を指す。
- (2) 市内において、獣類が出没した場所又は今後獣類の出没が予想される場所であること。

(貸出事業実施期間)

第3条 毎年度の4月1日を貸出事業開始日、12月25日を貸出事業終了日とし、この期間を貸出事業実施期間とする。ただし、4月1日又は12月25日が休日の場合は、貸出事業開始日又は貸出事業終了日を翌開庁日とする。

(貸出の期間)

第4条 貸出の期間は、貸出事業実施期間のうち作物が被害を受けるおそれのある連続した期間とし、貸出日から最長6箇月以内とする。

(貸出の希望申請)

第5条 貸出を希望する者(以下「申請者」という。)は、原則貸出を希望する日の概ね2週間前までに、「新潟市鳥獣被害防止電気柵貸出希望申請書」(様式1、以下「申請書」という。)を市長に提出するものとする。

(貸出の決定通知)

第6条 市長は、前条の規定により提出された申請書により、電気柵の設置場所や設置

範囲、貸出期間等を審査し、申請者と電気柵設置に係る調査、設置日等を調整したうえで、適当と認めた場合は、「新潟市鳥獣被害防止電気柵貸出承認通知書」（様式2、以下「通知書」という。）により、貸出期間、内容等を通知する。ただし、市長が緊急に電気柵を設置する必要があると判断した場合は、通知を省略することができる。

- 2 貸出電気柵を受領した者は、「新潟市鳥獣被害防止電気柵受領書兼誓約書」（様式3）を市長に提出するものとする。

（貸出物品の運搬）

第7条 通知を受けた申請者は、市長が指定する場所で貸出電気柵を受領し、自らが設置場所まで運搬するものとする。ただし、市長が緊急に電気柵を設置する必要があると判断した場合は、市長がこれを運搬する。

（貸出物品の返却）

第8条 借受人は貸出期間が満了した場合、電気柵の設置が不要となった場合又は貸出期間満了前に市長との協議により返却を求められた場合は、速やかに市長が指定した場所に貸出電気柵を返却するものとする。

- 2 借受人は獣害対策物品を返却する際、「新潟市鳥獣被害防止電気柵利用状況報告書」（様式4）を市に提出しなければならない。

（貸出期間の延長）

第9条 借受人が貸出期間の延長を希望する場合は、期間満了前に再度申請書を提出し、市長が適当と認める場合は、通知書により貸出期間、内容等を通知し、引き続き貸出をすることができる。

（電気柵の設置、管理等）

第10条 貸出電気柵の設置は、別記「電気柵の取扱い方」に基づき、借受人が行うものとし、設置方法の助言、指導や作業の補助は、市長が行うことができるものとする。ただし、市長が緊急に電気柵を設置する必要があると判断した場合は、市長が設置するものとする。

- 2 貸出電気柵の管理（漏電防止のための草刈り、バッテリーの充電、乾電池の交換等）については、借受人が市長の指示に従って行うものとする。
- 3 獣害対策物品の目的以外の使用や第三者への譲渡、転貸及び売却はしないこと。
- 4 獣害対策物品の使用に際して生じた損害及び第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに市長に報告し、借受人がその費用を負担するものとする。ただし、損害が自然災害等、借受人の責めに帰すべき事由でない場合はこの限りでない。

(貸出状況の管理)

- 第11条 市長は、電子データ等により申請者、貸出期間、内容等を管理する。
- 2 市長は、設置された貸出電気柵の状況、効果等を申請者に照会することができる。

(経費の負担)

- 第12条 市長は、本事業に基づく貸出電気柵の貸与は、無償で行うものとする。ただし、電気柵のバッテリーの充電に係る電気料金、乾電池の購入費用等の電気柵の維持管理に係る費用は、借受人が負担するものとする。

(その他の留意事項 (安全配慮等))

- 第13条 借受人は、貸出電気柵の設置及び管理の際には、危険である旨の表示をする等、貸出電気柵を適正に使用し、事故が生じないよう安全に十分配慮する。

附則

(施行期日)

- この要領は、令和6年6月1日から施行する。

(様式1)

年 月 日

新潟市鳥獣被害防止電気柵貸出希望申請書

(宛先) 新潟市長

(申請者)
住 所
氏 名
電話番号

新潟市鳥獣被害防止電気柵の貸出を申請します。

貸出電気柵を設置する場所	新潟市 区
設置場所の周囲長	(電気柵で囲う周囲の長さ) m
貸出期間	年 月 日から 年 月 日まで (最長6箇月以内)
被害の状況	
現在行っている対策	

(様式2)

新 第 号
年 月 日

新潟市鳥獣被害防止電気柵貸出承認通知書

様

新潟市長

年 月 日付で申請のあった獣害対策物品の貸出について、下記のとおり通知します。

記

- ・ 次のとおり貸出することを承認します。

1 貸出する電気柵

式

2 貸出期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 注意事項

- (1) 獣害対策物品の使用にあたっては、安全の確保に努めるとともに、設置及び維持管理（下草刈り、ケーブルの張り、通電の状態の確認等）を適正に行うこと。
- (2) 電気柵のバッテリーの充電に係る電気料金、乾電池の購入費用等の電気柵の維持管理に係る費用は、借受人が負担するものとする。
- (3) 獣害対策物品の目的以外の使用や第三者への譲渡、転貸及び売却はしないこと。
- (4) 獣害対策物品の使用に際して生じた損害及び第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに市長に報告し、借受人がその費用を負担するものとする。ただし、損害が自然災害等、借受人の責めに帰すべき事由でない場合はこの限りでない。
- (5) 貸出期間が満了した場合、途中で不要になった場合又は貸出期間満了前に市長との協議により返却を求められた場合、速やかに市長が指定した場所に貸出を受けた物品を返却すること。

(様式3)

年 月 日

新潟市鳥獣被害防止電気柵受領書兼誓約書

(宛先) 新潟市長

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付新 第 号で貸出された下記の貸出電気柵については、確かに受領しました。当該物品を借り受けるにあたり、注意事項を遵守します。

記

1 貸出電気柵

式

(様式4)

年 月 日

新潟市鳥獣被害防止電気柵利用状況報告書

(宛先) 新潟市長

(借受人)

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付 第 号で貸出承認を受けた貸出電気柵の利用状況
について報告します。

利用期間	年 月 日から 年 月 日まで
設置場所	新潟市 区
設置前の 被害状況	
利用結果 (効果)	

別記 「電気柵の取扱い方」

※イノシシ用。3段張り。外周 300m。

1 基本事項

- (1) 電気柵の設置、維持管理及び撤去は、申請者（借受人）自身で行う。
- (2) 電気柵の貸出時と返却時で、機材に不足がないかどうか確認する。

2 ポールの設置

長いポールは出入口（ゲート）に、短いポールは長いポールの間を支えとして使用する。

- (1) ワイヤーと草が接触すると漏電して効果が弱くなるため、予め周辺の草を短く刈っておく。
- (2) 電気柵の出入口を3か所決めて、長いポール2本（幅 1.2m 程度）を立てる。
- (3) 短いポールは、長いポールの上に、ゴムハンマーなどを使って概ね 4m ごとに打ち込み、各ポールにクリップを差し込む。この時、最下段のクリップは地面から 20 cm 程度とし、それぞれのクリップの間隔を 20 cm ごとに揃える。

3 ワイヤーの設置

- (1) 出入口となる長いポールの最下段のクリップに固結びさせた状態から、各ポールの最下段のクリップを通して架線する。
- (2) 出入口となる長いポールのもう一方まで到達したら、ゲートの幅プラス 30 cm 程度の長さでワイヤーをカットしゲートハンドルのバネ部分にワイヤーを固結びする。
- (3) 残りの段のワイヤーも同様に架線する。
- (4) 格段のワイヤー数箇所（断線に備え、50～100m 毎に）を、縦にワイヤーで結んで連結する。

4 パワーユニット・アース・危険表示板の取付

- (1) パワーユニットの電線用をワイヤーに、アース用の線をアース棒につなぐ。
- (2) アース棒は、埋め込むほど効果が上がるため、可能な限り深くまで埋め込む。
- (3) ワイヤーに、危険表示板を取り付ける。
- (4) パワーユニットのスイッチを入れる。

5 安全対策

- (1) 家庭用電源のコンセントからそのまま通電しない。
- (2) ペースメーカーや除細動器を装着している人は、直接触れない。
- (3) 雷発生時はワイヤーに高圧電気が溜まっていることがあるため、電気柵に近づかない。
- (4) 農作業のため農地に入る時は、パワーユニットの電源を切る。

6 維持管理

- (1) 電圧は定期的に電圧測定器で確認し、5,000～6000V の状態を維持する。
- (2) 漏電防止のため、ワイヤーと草が接触しないように定期的に草刈を行う。
- (3) アスファルトは地面への電気を遮ってしまうため、電気柵が機能しない。動物の足が必ず土の地面を踏むように設置する。